

都市安全確保促進事業費補助金交付要綱

平成24年6月14日 国都まち第21号
最終改正 令和7年4月1日 国都まち第271号
国土交通省 都市局長通知

第1条 総則

都市安全確保促進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日国都まち第21号）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

第2条 目的

補助金は、都市安全確保促進事業制度要綱に基づき実施される都市安全確保促進事業（以下「補助事業」という。）を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

第3条 交付の対象

国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業を実施するため必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で、補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。

第4条 補助事業に要する経費

補助事業を実施するために必要な経費は、次の各号に掲げる事業の実施に必要な経費とする。

1 コア事業

一 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に係る支援

都市再生安全確保計画又はエリア防災計画の作成に係る専門家派遣の費用、勉強会・意識啓発活動に要する費用又は同計画に基づき整備される施設に係る官民・民民の協定の締結等に係るコーディネート費用

二 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に基づくソフト事業に対する支援

退避方法や退避施設の確保等に関するルールを作成、備蓄物資の確保・提供ルールの作成、非常用電源、通信等の共同インフラに係る連携方法等の作成に要する関係者間の

調整等に要する費用

2 附帯事業

都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に記載された、コア事業と一体的に実施される非常用通信・情報提供施設の整備に要する工事費、附帯工事費、測量設計費又は補償費（建築物の躯体工事を伴う場合を除く。）

第5条 都市安全確保促進事業の補助率

- 1 国は、予算の範囲内において、補助事業者に対し、以下の表に掲げる事業ごとに定める率を当該事業の補助対象経費に乗じた額以内を補助することができる。

表 補助率

補助事業	補助率
(コア事業) 都市再生安全確保計画又は エリア防災計画に係る支援	1 / 4 ただし、PLATEAU を活用する場合は、1 / 2 とする
(コア事業) 都市再生安全確保計画又は エリア防災計画に基づくソフト事業に対する支援	1 / 3
(附帯事業)	1 / 3

- 2 国は、補助事業者である地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し、補助事業に要する経費について補助する場合には、予算の範囲内において、当該補助事業者である地方公共団体が補助する費用の2分の1以内であって、かつ、その事業に要する費用の3分の1以内（PLATEAU を活用しないコア事業については、当該補助事業者である地方公共団体が補助する費用の2分の1以内であって、かつ、その事業に要する費用の4分の1以内）に限り、当該補助事業者である地方公共団体に対し補助することができる。

第6条 申請手続

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式－1による申請書を速やかに大臣あて申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適切であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、様式－2の進達書に補助事業者よりの補助

金交付申請書を添え大臣に提出しなければならない。

第 7 条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条による申請書の提出があったときには、交付決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式－ 3 により、その旨を申請者である補助事業者へ通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

第 8 条 申請の取下げ

補助事業者は、適正化法第 9 条第 1 項の規定により、補助金の交付申請と取り下げようとするときは、前条の補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に様式－ 4 による申出書を、第 6 条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

第 9 条 計画変更等の承認等

- 1 補助事業者は、第 7 条の補助金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ様式－ 5 による申請書を、第 6 条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式－ 6 による申請書を第 6 条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第 6 条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式－ 7 による進達書を提出しなければならない。
- 4 大臣は、申請書の提出に対し、第 1 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 5 所管地方整備局長等は、大臣により前項の変更等を行った場合は、様式－ 8 により補助事業者へ通知するものとする。

第 10 条 事業執行困難等

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業の完了予定期日を変更しようとする場合（補助金の繰越を伴わない場合を除く）又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、様式－ 9 により速やかに報告書を、第 6 条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、第 6 条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式－ 10 に

る進達書を提出しなければならない。

- 3 大臣は、報告書の提出があったときは、必要に応じて指示を行うものとする。

第 11 条 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、所管地方整備局長等の指示があったときは、速やかに様式－11による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

第 12 条 補助事業事務の標準処理期間

補助金交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

第 13 条 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式－12による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、実績報告書を受理したときは、様式－13により大臣に報告しなければならない。

第 14 条 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額を確定するときは、様式－14により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式－15により大臣へ報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助委事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式－16により命ずるものとし、前項に併せ様式－15により大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第 15 条 補助事業の是正命令

所管地方整備局長等は、実績報告書による補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第 16 条第 1 項の規定により、当該補助事業の是正の命令をするときは、様式－ 17 によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う補助事業が完了した場合は、第 13 条の規定に準じ、取り扱うものとする。

第 16 条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式－ 18 による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第 17 条 交付決定等の取消し等

- 1 大臣は、第 9 条第 2 項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消しまたは変更することができる。
 - 一 補助事業者又は補助事業者以外であって補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者又は間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により第 1 項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式－ 19 により命ずる者とし、様式－ 20 により大臣に報告しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第 1 項の第 1 号から第 3 号のいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付

の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第 18 条 残存物件等の取り扱い

補助事業に係る残存物件等については、「補助事業等における残存物件の取り扱いについて」（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号）及び「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 5 月 1 日付建設省計発第 131 号、「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和 35 年 1 月 7 日付建設省計発第 7 号）の規定に準じ、取り扱うものとする。

第 19 条 取得財産等の管理等

- 1 補助事業者は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式－21 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

第 20 条 財産処分の制限

補助事業者が補助事業によって取得した財産等について処分をしようとするときは、様式－22 による申請を行ってあらかじめ所管地方整備局長等の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

第 21 条 保全活用状況等の報告

補助事業者は、補助事業の終了後においても所管地方整備局長等の指示があったときは、補助事業に係る施設の保全活用状況等について速やかに報告しなければならない。

第 22 条 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式－23 による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

い。

第 23 条 補助金調書

補助事業者は、補助事業にかかる歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式－ 24 による調書を作成しておかなければならない。

第 24 条 間接補助金交付の際付すべき条件

補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 1 条、第 9 条から第 15 条及び第 18 条から第 23 条に準ずる条件を付さなければならない。

第 25 条 概算払等

- 1 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式－ 25 による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、国から概算払により間接補助事業者に交付される補助金を受領した場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく、間接補助事業者に交付しなければならない。

第 26 条 市町村の監督

所管地方整備局長等は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の用途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

附則

この要綱は、平成 24 年 6 月 14 日から施行する。

附則

改正後の要綱は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

附則

改正後の要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附則

- 1 施行期日

改正後の要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

2 都市再生緊急整備地域の指定解除に係る経過措置

都市再生緊急整備地域の指定解除時点において都市再生安全確保計画を策定している都市再生緊急整備地域において実施される補助事業については、平成30年度末までの間、支援できることとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 附帯事業に係る経過措置

平成30年3月31日までに実施される附帯事業については、なお従前の例による。

附則

改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

改正後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

改正後の要綱は、令和7年4月1日から施行する。